

誰かを支える
あなたも支える。

ケアラー支援について

埼玉県福祉部地域包括ケア課
地域包括ケア担当

埼玉県ケアラー支援条例

全国初のケアラー支援に関する条例として、令和2年3月31日に公布・施行

目的（第1条）

ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにするとともに、ケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって**すべてのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す。**

定義（第2条）

ケアラー

高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者

ヤングケアラー

ケアラーのうち、18歳未満の者

基本理念（第3条）

ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。

ケアラーの支援は、**県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるよう**に行われなければならない。

ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

県の責務（第4条）

・ケアラー支援に関する施策の実施等

県民・事業者の役割（第5・6条）

- ・ケアラー支援の必要性の理解
- ・県・市町村の施策への協力
- ・従業員の勤務の配慮・支援

関係機関の役割（第7・8条）

- ・県・市町村の施策への協力
- ・日常的に（ヤング）ケアラーに関わる可能性の認識、健康状態・教育機会の確保の確認、支援の必要性の把握

推進計画（第9条）

- ・（ヤング）ケアラーの支援に関する基本方針
- ・（ヤング）ケアラーの支援に関する具体的施策 等

主要な施策等（第10条～第14条）

- ・広報啓発活動
- ・支援を担う人材の育成
- ・民間支援団体等による支援推進のための情報提供等
- ・支援体制の整備
- ・必要な財政上の措置

研修案内（ケアラー関係）

開催時期	形式	対象者	内容
ケアラー支援関係機関向け研修			
基礎研修：7月～3月 実践研修：9月～12月	基礎研修：動画配信 実践研修：対面又はオンライン	県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会の職員、民生委員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー及びヤングケアラー支援についての基礎知識 ・ケアラー本人及び世帯全体に対するアセスメント ・他の機関との連携やインフォーマルサービスも含めた多様な資源の活用
介護者サロン設置・運営支援研修			
基礎研修：8月～3月 実践研修：10月～3月	基礎研修：動画配信 実践研修：対面又はオンライン	県内市町村、地域包括支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会、民間支援団体の職員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー支援におけるピアサポートや介護者サロン等の意義、その効果 ・介護者サロンの立ち上げ・運営に関するノウハウ
ヤングケアラー支援のための教育・福祉合同研修			
8月・11月	対面	教育部門（学校教職員、スクールソーシャルワーカー等）及び福祉部門（市町村、社会福祉協議会、地域包括支援センター等）の担当者	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの早期発見及び適切な福祉サービスへのつなぎ方 ・福祉部門と教育部門が連携した支援体制の構築
地域福祉活動者向け研修（ヤングケアラー）			
7月～2月	対面	主任児童委員、民生委員・児童委員、子供の居場所運営者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー支援の必要性 ・県内の状況についての情報共有 ・ヤングケアラー発見・把握のポイント ・支援へのつなぎ ・意見交換及び共通認識づくり
医療従事者向けケアラー支援研修			
実施時期未定	動画配信	医療従事者（医師、看護師、メディカルソーシャルワーカー、保健師等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアラー支援の基本的な視点 ・医師、看護師、元ケアラーへのインタビュー ・ケアラー自身への寄り添い方や支援関係機関との連携等の支援のポイント
若者ケアラー支援に関する大学教職員等向け研修			
実施時期未定	動画配信	県内にキャンパスを有する大学及び短期大学、専修学校等に属する教員や、学生支援課・キャリアセンター・保健センター等の職員など、学生との面談や相談等に関わる業務を行う者	<ul style="list-style-type: none"> ・若者ケアラー支援の必要性 ・若者ケアラーの発見・把握のポイント ・面談・相談時における若者ケアラー本人への寄り添い方 ・支援機関との連携

※各研修の開催通知は順次発出予定です。関係団体等にも広く周知の上、受講についてご検討いただければ幸いです。

介護者サロン

県では、第2期埼玉県ケアラー支援計画において、令和9年4月1日までに「介護者サロンを設置する市町村数」を全市町村とすることを目標として、各市町村における介護者サロン等の設置を支援しています。

介護者サロンとは…

介護者サロンはケアラーの方同士が気軽に集まり、ケアのこと、日々の悩みや不安など何でも話し合える場です。

行政主催のサロンだけでなく、障害者の方の家族会などの民間団体主催のサロンもあります。

県ホームページ
[介護者サロン - 埼玉県](#)



県ホームページで「介護者サロン・障害者サロン一覧」を公開しておりますので、悩みを話せる場を必要としているケアラーの方がいらっしゃいましたら適宜ご案内をお願いいたします。

また、効果的な情報発信を行うため、**民間団体主催のサロンも含め、日頃から設置情報の積極的な収集・把握をお願いいたします。**

ワーキングケアラー支援

仕事と介護の両立を行う「ワーキングケアラー」向けに以下の啓発物を用意しています。
仕事と介護の両立に悩む方がいましたら、情報提供をお願いいたします。

配信動画「仕事と介護の両立のために」

対象者：

主に企業従業員の方

内容：

- ①データから読み取る介護離職のリスク
- ②介護離職経験者と両立経験者の双方の実体験
- ③専門家や企業、地域包括支援センター職員の声も収録



県ホームページ
[仕事と介護の両立のための
啓発動画「仕事と介護の両
立のために」 - 埼玉県](#)



仕事と介護の両立事例集

対象者：

主に企業従業員の方

内容：

仕事と介護の両立に取り組んできた方のエピソードを複数収録し、自身のロールモデルを見つけることで、両立のノウハウを効果的に会得いただける内容としています。

- ①金融業管理職、システムエンジニア、教員など幅広い職種を網羅
- ②悩み、葛藤など華やかな成功物語ではない、等身大の姿を描写
- ③主介護者だけでなく副介護者も含み、多様な介護の在り方を提示

仕事と介護の 両立事例集



県ホームページ
[仕事と介護の両立事例集 - 埼玉県](#)



ヤングケアラー・若者ケアラー支援

ヤングケアラーや若者ケアラーと思われるこども・若者がいたら、庁内・関係機関間で適切な情報共有を行うとともに、必要に応じて以下の取組を紹介してあげてください。

ヤングケアラー・若者ケアラー向けLINE相談窓口 「埼玉県ヤングケアラーチャンネル」

手離さない、今と未来

ヤングケアラー・若者ケアラーとは？
育児や介護がいっぱある家族のために、
本人大人が担うより、
家族や地域の世代・介護などの
サポートを行っている
30歳代くらいまでの方が多いです

障がいや病気のある家族の暮らしに
日常的にしていること

ヤングケアラー・若者ケアラー 実生活や学習の両方によ
影響を受けていること

埼玉県ヤングケアラー・
若者ケアラー向けLINE相談

お友だちも登録
受付中！
登録はQRコードから

ヤングケアラーや若者ケアラーが元ヤングケアラーに日常の悩みを相談したり、話を聞いてもらえる場所として開設しています。

ケアのこと、家族のこと、学校や仕事との両立のことから日常の悩みまで、LINEで気軽に相談いただけます。

県ホームページ
埼玉県ヤングケアラーチャンネル - 埼玉県

埼玉県ヤングケアラー・若者ケアラー オンラインサロン

普段は言えない
「もうひとつの気持ち」
話してみませんか？

家族の
ケアのこと

自分自身
のこと

進学や就職
のこと

埼玉県主催
ヤングケアラー
若者ケアラー
オンラインサロン

家族のケアやセルフケア
進学や就職の悩みについて
オンラインで相談したり
同じような経験をしている人たちと
交流できるサロンです。

埼玉県
ヤングケアラー
若者ケアラー
オンラインサロン

ヤングケアラー・若者ケアラーが普段感じている不安や悩みを気軽に話し、息抜きをしてもらうために、YouTubeLIVE、メタバース、オフライン（対面）での交流の場を提供しています。

県ホームページ
ヤングケアラー・若者ケアラー
オンラインサロン - 埼玉県

※周知用チラシ（紙媒体・データ）を御入用の場合はお気軽に県地域包括ケア課までお問い合わせください。

地域包括ケア漫画～みんないつかは年をとる～

「地域包括ケアシステム」について理解を深める漫画を作成しています。
全13巻で、いずれも心温まるストーリーとなっています。是非御一読ください。



県ホームページ



第8巻 介護者支援編



第9巻 ヤングケアラー編



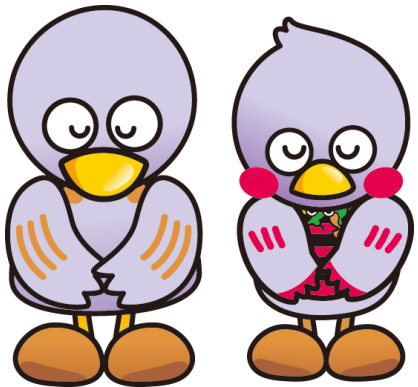
第12巻 介護事前準備編



第13巻 ワーキングケアラー編

終わりに

障害のある方ご本人だけでなく、
その生活を支えるケアラーにも目を向け、
困りごとを抱えるケアラーがいた場合には
関係機関と連携して支援をお願いいたします。



誰かを支える
あなたも支える。

11月は **ケアラー月間** です。